

様式第 53 (第 78 条関係)

使用前自己確認結果届出書

〇年〇月〇日

〇〇産業保安監督部長 殿

住 所 〇〇〇〇丁目〇〇-△△
氏 名 〇〇 〇〇
連絡先 電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇
メールアドレス：〇〇@〇〇

電気事業法第 51 条の 2 第 3 項の規定により別紙のとおり使用前自己確認の結果を届け
出ます。

1. 確認年月日
別紙のとおり
2. 確認の対象
発電所または発電設備の種類：太陽電池発電所
発電所名称：〇〇発電所
発電所住所：〇〇県〇〇市〇〇××丁目××-△△
発電所出力：〇〇〇kW
発電所電圧：〇, 〇〇〇V
根拠条文：電気事業法施行規則別表第 6 第 2 項（若しくは別表第 7 第 3 項第〇号）
（別表第 7 に該当する場合には、対象となる箇所の概要及び変更となる理由が分かる資
料を添付すること）
3. 確認の方法
別紙のとおり
4. 確認の結果
別紙のとおり
5. 確認を実施した者及び主任技術者（当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物で
ある場合を除く。）の氏名
別紙のとおり
6. 当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物である場合であって、確認に係る業務
を委託して行った場合にあっては、その委託先の氏名又は名称、住所及び電話番号、電
子メールアドレスその他の連絡先
別紙のとおり（委託をしていない場合は、「該当なし」と記載する。）
7. 確認の結果にもとづいて補修などの措置を講じたときは、その内容
該当なし（補修などの措置を講じた場合は、「別紙のとおり」と記載する。）

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

※FIT 認定を受けている場合、下記に設備 ID をご記載ください（任意）

FIT 設備 ID：AA00000C00

使用前自己確認結果届出書の別紙

3 太陽電池発電所及び太陽電池発電設備

太陽電池発電所（高圧受電設備に接続されている太陽電池発電設備を含む）の場合

本記載例はあくまでも一例です。
作成の際は実施した内容に基づいて
記載してください。

確認方法に基づき、現地試験を全て実施した場合については、記録による確認は「無」にレ点を入れて下さい。
また、「有」にレ点を入れた場合は、その内容を備考欄に記載して下さい。

確認方法や判定基準は書ききれない場合、
別添用紙に記載してください。

番号	確認項目	確認方法	確認内容 (使用前自己確認方法の基本案)	確認状況	判定 結果	現地試験結 果による確 認の有無(1)	記録による確認		規格に沿って確認を 行った場合の規格番号 (JIS以外の規格の場合 には、その適合性を証 明する書類を添付する こと)	備考	確認者(2)	確認年月日
							工場試験結果 による確認の 有無	その他記録 (図面、書類 等)による確 認の有無				
1	外観検査	確認方法	検査対象となる電気工作物の設置状況について、工事の計画に従って工事が行われていること及び電技に適合していることを目視により確認する。 なお、判定基準の②、③、④、⑩、⑪、⑬を確認する場合は書類等によって確認することもできる。	■済 □対象外	■合 □否	■有 □無	□有 ■無	■有 □無	該当する方 にレ点を入 れて下さい。 (他の項目 も同様)	設計時において電気設備の技 術基準に基づく支持物の強度 計算の妥当性の確認の有無 ■有 □無 判定基準の②、③、④、⑩、 ⑪、⑬については書類等で確 認した。	設置者 ○×株式会社 ○○ ○○ 電気主任技術者 △△ △△	令和〇〇年 〇月〇日 令和〇〇年 〇月〇日
		判定基準	①中性点直接接地式電路に接続する変圧器には、油流出防止設備が施設されていること。(電技第19条第10項) ②必要な箇所に所定の接地が行われていること。(電技解釈第17条～第19条、第21条、第22条、第24条、第25条、第27条～第29条、第37条) ③高圧又は特別高圧用の機械器具の充電部が、取扱者が容易に触れないように施設されていること。(電技解釈第21条、第22条) ④アークを発生する器具と可燃性物質との離隔が十分であること。(電技解釈第23条) ⑤高圧又は特別高圧電路中の過電流遮断器の開閉状態が容易に確認できること。(電技解釈第34条) ⑥高圧及び特別高圧の電路において電線及び電気機械器具を保護するため必要な箇所に過電流遮断器が施設されていること。(電技解釈第34条、第35条) ⑦高圧及び特別高圧の電路に地絡を生じた時に自動的に電路を遮断する装置が必要な箇所に施設されていること。(電技解釈第36条) ⑧太陽電池発電所の高圧及び特別高圧の電路において、架空電線の引込口及び引出口又はこれに近接する箇所に避雷器が施設されていること。(電技解釈第37条) ⑨太陽電池発電所の周囲に、柵、塀等が施設されており、出入口に施錠装置及び立入禁止表示が施設されていること。(電技解釈第38条) ⑩太陽電池発電所の周囲の柵、塀等の高さ柵、塀等から特別高圧の充電部までの距離との和が規定値以上であること。(電技解釈第38条) ⑪ガス絶縁機器等の圧力容器が規定どおり施設されていること。(電技解釈第40条) ⑫発電機、特別高圧用の変圧器、電力用コンデンサ又は分路リアクトル及び調相機に必要な保護装置が施設されていること。(電技解釈第42条、第43条) ⑬検査の対象となる電気工作物が図面等の記載事項どおりに施設されていること。なお、支持物の基礎については、当該記載事項どおりに施設されていることが 施工の状態が分かる写真や施工管理記録等により確認されていること。									
2	設計荷重の 確認	確認方法	検査対象となる電気工作物の支持物の設計荷重が当該設置環境下の荷重として適切に設定されていることを図面等(構造計算書、架台図、載荷試験結果及び地盤調査結果等を含む。以下「Ⅱ－1. 使用前自己確認の方法 3. 太陽電池発電所及び太陽電池発電設備」において同じ。)によって確認する。	■済 □対象外	■合 □否	□有 ■無	□有 ■無	■有 □無	JIS C 8955 (2017)		同上	同上
		判定基準	自重、風圧荷重、積雪荷重、地震荷重その他の当該支持物の設置環境下において想定される各種荷重が、日本産業規格「JIS C 8955(2017)「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」等に基づき設定されていること。 具体的には、以下の項目を満たすこと。 ①自重は、太陽電池モジュール、支持物及び支持物に取付けられている電気設備(逆変換装置、電線、接続箱、集電箱)等の重量が設定されていること。 ②風圧荷重は、アレイ面と支持物のそれぞれの荷重が与えられていること。 ③基準風速、地表面粗度区分は当該設備の設置場所に応じた値が設定されていること。 ④風力係数は風洞実験結果から与えられた数値、または「JIS C 8955(2017)」に示された設置形態に応じた数値が設定されていること。 ⑤積雪荷重の地上垂直積雪量は、「JIS C 8955(2017)」の算定方法により求めた値が設定されていること。 ⑥勾配係数はアレイ面の角度に応じた値が設定されており、アレイ面の積雪が確実に滑落しないと判断できる場合には勾配係数を1としていること。 ⑦雪の単位荷重は、一般の地方で20N/cm/㎡以上、多雪区域で30N/cm/㎡以上が設定されていること。 ⑧地震荷重の設計用水平震度は、「JIS C 8955(2017)」に示された設置形態(地上設置および建築物等設置)及び設置場所に応じた値が設定されていること。 ⑨傾斜地、水上等に設置される設備の場合は、「発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈」に基づいて付加的に考慮すべき外力を適切に評価していること。									

番号	確認項目		確認内容 (使用前自己確認方法の基本案)	確認状況	判定 結果	現地試験結 果による確 認の有無(1)	記録による確認		規格に沿って確認を 行った場合の規格番号 (JIS以外の規格の場合 には、その適合性を証 明する書類を添付する こと)	備考	確認者(2)	確認年月日
							工場試験結果 による確認の 有無	その他記録 (図面、書類 等)による確 認の有無				
3	支持物構造 の確認	確認方法	図面等での支持物の形状及び寸法、使用材料等が実際の設備の支持物と一致していることを確認する。 支持物が各種設計荷重に対して安定した構造であることを図面等によって確認する。	■済	■合	■有	☐ 有	■有			同上	同上
		判定基準	①支持物の架構（部材の組み方や形状、使用材料等）及び寸法が図面等と一致していること。 ②図面等に表示された支持物（基礎を含む）の架構図をもとに正面、側面、背面の架構について不静定次数の計算を行い、いずれの架構も不静定次数の値が0以上の安定した構造（静定・不静定）であること。このとき、部材間の接合部の条件を適切に設定し、不静定次数の算出方法は、発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に関する逐条解説（令和3年12月20日）の解釈第3条の解説（支持物の架構）を参照すること。	☐ 対象外	☐ 否	☐ 無	■無	☐ 無				
4	部材強度の 確認	確認方法	部材が受ける応力が許容応力度以下であることを図面等によって確認する。	■済	■合	■有	☐ 有	■有			同上	同上
		判定基準	①全ての部材の形状、断面性能および許容応力度が示されていること。 ②部材の許容応力度は、ボルト孔による断面欠損、有効断面積、座屈による低減などが考慮されていること。 ③各種設計荷重に対する各部材の応力が示されていること。 ④各部材の検定比（＝応力／許容応力度）が1以下であること。	☐ 対象外	☐ 否	☐ 無	■無	☐ 無				
5	使用材料の 確認	確認方法	安定した品質の材料が使用されているか図面等によって確認する。	■済	■合	■有	☐ 有	■有	J I S G 3 1 1 2		同上	同上
		判定基準	①日本産業規格（J I S）、国際規格（I S O）に規定された材料であること。 ②腐食、腐朽および劣化しやすい材料については、その対策処理（めっき、塗装など）が施されていること。 ③①以外の規格に規定された材料を使用する場合には、その強度特性を明確にしたうえで設計条件に適合していること。	☐ 対象外	☐ 否	☐ 無	■無	☐ 無				
6	接合部構造 の確認	確認方法	接合部における存在応力を確実に伝える構造であるかを図面等によって確認する。	■済	■合	■有	☐ 有	■有			同上	同上
		判定基準	①全ての接合部についての仕様（形状や締結材の仕様等）が示されていること。 ②接合部に作用する応力が示されていること。 ③部材間の摩擦によって接合される接合部（単管クランプ、スロット接合等）については、部材間の摩擦力が適切に評価されていること。 ④押さえ金具は、荷重作用時の部材の変形を考慮した十分な掛かりしろが確保されていること。 ⑤接合強度のばらつきが想定される場合には、そのばらつきを考慮した強度の低減を行っていること。 ⑥②に示された応力に対して接合部の外れ、ずれ、大きい変形の発生がなく、接合強度が上回っていること。	☐ 対象外	☐ 否	☐ 無	■無	☐ 無				

番号	確認項目		を含む) の場合 確認方法や判定基準は書ききれない場合、 別添用紙に記載してください。	確認内容 (使用前自己確認方法の基本案)	確認状況	判定 結果	現地試験結 果による確 認の有無(1)	記録による確認		規格に沿って確認を 行った場合の規格番号 (JIS以外の規格の場合 には、その適合性を証 明する書類を添付する こと)	備考	確認者(2)	確認年月日
								工場試験結果 による確認の 有無	その他記録 (図面、書類 等) による確 認の有無				
7	基礎及びアンカー強度 の確認	確認方法	支持物の基礎およびアンカーは設計荷重に対して上部構造に支障をきたす沈下、浮上がり及び水平方向への移動が生じないことを図面等によって確認する。		■済	■合	■有	☐ 有	■有			同上	同上
		判定基準	①基礎に作用する押込方向、引抜方向、水平方向の応力に対して抵抗力があること。 ②構造計算によって基礎の抵抗力が与えられている場合は、当該設備の地盤特性（土質、N値等）が適切に設定されていること。 ③載荷試験によって基礎の抵抗力を確認している場合は、適切な試験方法で実施されていること。 ④水面に施設される設備のアンカーにおいては、アンカーごとの荷重の偏りを考慮して安全性が確認されていること。	☐ 対象外	☐ 否	☐ 無	■無	☐ 無					
8	アレイ面の 最高の高さ が9mを超 える場合に 必要な確認	確認方法	建築基準法（昭和25年法律第201号）での工作物の規定に適合していることを図面等によって確認する。									アレイ面の最高の高さは9m 未満。	
		判定基準	①設備の基礎は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第38条の要求を満たしていること。 ②建築基準法施行令第65条に基づき、架台を構成する部材のうち圧縮力を負担する部材は、有効細長比（断面の最小二次率半径に対する座屈長さの比をいう）が支柱では200以下、それ以外の部材では250以下であること。 ③建築基準法施行令第66条に基づき、架台の支柱の脚部は国土交通大臣が定める基準（平成12年建設省告示第1456号）に従ったアンカーボルトによる緊結その他の構造方法により基礎に緊結されていること。ただし、滑節構造である場合においては、この限りでない。 ④支持物の接合部に用いる高力ボルト、ボルト及びリベットは、建築基準法施行令第68条の要求を満たしていること。 ⑤建築基準法施行令第69条に基づき、すべての方向の水平力に対して安全であるように、架台の架構には型钢、棒鋼若しくは構造用ケーブルの斜材又は鉄筋コンクリート造の壁が釣合い良く配置されていること。 ⑥建築基準法施行令第93条に基づき、地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力は、国土交通大臣（平成13年国土交通省告示第1113号）が定める方法によって、地盤調査を行い、その結果に基づいて定めていること。ただし、地盤の許容応力度については、同条に示された数値を用いることができる。	☐ 済 ■対象外	☐ 合 ☐ 否	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無					
9	土砂の流出 及び崩壊の 防止に係る 確認	確認方法	土地に自立して支持物を設置する場合、施設による土砂流出又は地盤の崩壊が生じていないことを確認する。 設備の施設された土地が土砂流出及び地盤の崩壊のおそれがある場合に対して、排水工、法面保護工等の対策を講じている場合には、図面等のとおり施工されていることを確認する。 設備を施設する地盤が傾斜地である場合には、必要に応じて抑制工や抑止工が施されていることを確認する。		■済	■合	■有	☐ 有	■有			同上	同上
		判定基準	①設備の施設による土砂流出や地盤崩壊が生じていないこと。また、その兆候がみられないこと。 ②排水工、法面保護工などの抑止・抑制工が図面等のとおりに施工されていること。	☐ 対象外	☐ 否	☐ 無	■無	☐ 無					

対象外である場合は、その理由を備考欄に記載

番号	確認項目		を含む) の場合 記載してください。	確認内容 (使用前自己確認方法の基本案)	確認状況	判定 結果	現地試験結 果による確 認の有無(1)	記録による確認		規格に沿って確認を 行った場合の規格番号 (JIS以外の規格の場合 には、その適合性を証 明する書類を添付する こと)	備考	確認者(2)	確認年月日
								工場試験結果 による確認の 有無	その他記録 (図面、書類 等) による確 認の有無				
10	接地抵抗測 定	確認方法	次に示す接地方法に応じて以下の測定方法により接地抵抗値を測定する。 ①機器ごとに接地する「単独接地」：直読式接地抵抗計による測定 ②いくつかの接地箇所を連絡して接地する「連接接地」：直読式接地抵抗計による測定 ③接地線を網状に埋設し、各交差点で接続する「網状（メッシュ）接地」：電圧降下法による測定 なお、連接接地法及びメッシュ接地法により接地されている場合であって、変更の工事の場合は、当該設備と既設接地極・網との導通試験に替えることができる。		■済 □対象外	■合 □否	■有 □無	□有 ■無	□有 ■無			同上	同上
		判定基準	接地抵抗値が電技解釈第17条又は第24条第1項第2号で規定された値以下であること。										
11	絶縁抵抗測 定	確認方法	①低圧電路の絶縁測定は発電機の界磁回路等特に必要と認められる回路について行うものとする。 ②高圧及び特別高圧電路の絶縁抵抗測定は絶縁耐力試験の回路について行う。 ③絶縁抵抗の測定は、JISC1302「絶縁抵抗計」に定められている絶縁抵抗計を使用するものとし、低圧の機器及び電路については、500V絶縁抵抗計、高圧又は特別高圧の機器及び電路については、1,000V絶縁抵抗計を使用して測定する。 ④絶縁抵抗値は「1分値」を採用するものとする。ただし、被測定機器の静電容量が大きいため（長い地中ケーブル等を含む場合）短時間では絶縁抵抗計の指針が静止しないときは、指針が静止後の値を採用する。（3分以上測定を継続する必要はない。）		■済 □対象外	■合 □否	■有 □無	□有 ■無	□有 ■無			同上	同上
		判定基準	①低圧電路の電線相互間及び電路と大地との間の絶縁抵抗は、電路の使用電圧が300V以下で対地電圧が150V以下の電路では0.1MΩ以上、300V以下で対地電圧が150Vを超えるものは0.2MΩ以上、300Vを超える低圧電路では0.4MΩ以上であること。 ②高圧及び特別高圧の電路については、大地及び他の電路（多心ケーブルにあっては他の心線、変圧器にあっては他の巻線）と絶縁されていることが確認できること。										
12	絶縁耐力試 験	確認方法	電力回路や機器の使用電圧に応じて電技解釈第14条から第16条までに定められている試験電圧を印加する。また、特別高圧の電路、変圧器の電路及び器具等の電路の絶縁耐力を電技解釈第15条第4号、第16条第1項第2号、第16条第6項第3号又は第16条第6項第5号に基づき絶縁耐力試験を実施したことを確認できたものについては、常規対地電圧を電路と大地との間に連続して印加することができる。 ただし、電技解釈第16条第5項第2号に適合する絶縁性能を有することが確認できた太陽電池モジュールについては、現地での絶縁耐力試験は省略できるものとする。 なお、常規対地電圧とは、通常の運転状態で主回路の電路と大地との間に加わる電圧をいう。		■済 □対象外	■合 □否	■有 □無	■有 □無	□有 ■無	JISC8918 (2013)	逆変換装置については、電技解釈第16条第6項第5号に基づく絶縁耐力試験を実施したことを工場試験結果により確認した上で、上記対地電圧を印加する現地試験を実施した。	同上	同上
		判定基準	試験電圧を連続して10分間加えた後、絶縁抵抗測定を行い絶縁に異常のないこと。また、電技解釈第15条第4号、第16条第1項第2号、第16条第6項第3号又は第16条第6項第5号によって実施した場合には、常規対地電圧を連続して10分間加え、絶縁に異常がないこと。										
13	保護装置試 験	確認方法	電技解釈第34条、第36条又は第43条で規定される保護装置ごとに、関連する継電器を手動等で接点を閉じるか又は実際に動作させることにより試験する。		■済 □対象外	■合 □否	■有 □無	□有 ■無	□有 ■無			同上	同上
		判定基準	関連する遮断器、故障表示器、警報装置、遮断器の開閉表示等が正常に動作すること。										

番号	確認項目		を含む) の場合 記載してください。	確認状況	判定 結果	現地試験結 果による確 認の有無(1)	記録による確認		規格に沿って確認を 行った場合の規格番号 (JIS以外の規格の場合 には、その適合性を証 明する書類を添付する こと)	備考	確認者(2)	確認年月日
							工場試験結果 による確認の 有無	その他記録 (図面、書類 等) による確 認の有無				
14	遮断器関係 試験	確認方法	①付属タンク（アキュムレータを含む。以下同じ。）の容量試験 遮断器又は開閉器について、操作用駆動源（圧縮空気、圧油等）の付属タンクの供給元弁を閉じて、圧縮空気等が補給されない状態で入切の操作を連続して1回以上（再閉路保護方式の場合は2回以上）行い、当該機器の動作、開閉表示器の表示を確認する。 なお、遮断器に不完全投入（開放）を防止するための鎖錠装置がある場合は、付属タンクの圧力を変動させて鎖錠及び復帰用圧力継電器の動作を行わせ、当該機器の動作、開閉表示器の表示を確認する。 ②駆動力発生装置自動始動停止試験 付属タンクの排出弁を静かに開いて圧力を徐々に下げ駆動力発生装置を自動始動させ、その時の圧力を測定する。駆動力発生装置が始動した後に排出弁を閉鎖して圧力を徐々に上げ、運転中の駆動力発生装置が自動停止する時の圧力を測定する。 ③駆動力発生装置付属タンク安全弁動作試験 付属タンクの出口止め弁を閉めて、駆動力発生装置を運転して圧力を徐々に上げ、その付属タンクに設置してある安全弁の吹出圧力を測定する。	☐ 済 ■対象外	☐ 合 ☐ 否	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無		操作用駆動源（圧縮空気、圧油等）の付属タンクを用いた遮断器、開閉器いずれも使用なし。		
		判定基準	①設定どおりの動作が行われること。 ②自動始動及び自動停止が設定圧力の範囲内で行われること。 ③安全弁の吹出圧力が付属タンクの最高使用圧力以下であること。									
15	総合イン ターロック 試験	確認方法	発電設備を軽負荷運転させ、総合インターロックが作動する原因となる電気的要素及び機械的要素のそれぞれについて事故を模擬し、これに係る保護継電装置を実動作又は手動で接点を閉じて動作させる。 なお、本試験により確認すべき内容が保護装置試験、制御電源喪失試験又は負荷遮断試験（現地で実施するものに限る。）と併せて行える場合は、複数の試験を同時に実施することができるものとする。	■済	■合	■有	☐ 有	☐ 有			同上	同上
		判定基準	プラントが自動的かつ安全に停止するとともに関連する警報、表示等が正常に動作すること。	☐ 対象外	☐ 否	☐ 無	■無	■無				
16	制御電源喪 失試験	確認方法	発電設備を運転中に制御電源を喪失させたときに過渡変化する主要パラメーターの測定並びに遮断器、開閉器等の開閉の状況及び警報、表示等を確認する。 なお、本試験により確認すべき内容が保護装置試験、総合インターロック試験又は負荷遮断試験（現地で実施するものに限る。）と併せて行える場合は、複数の試験を同時に実施することができるものとする。	■済	■合	■有	☐ 有	☐ 有			同上	同上
		判定基準	プラントが自動的、かつ、安全に規定の状態に移行すること及び測定結果に異常が認められないこと並びに遮断器、開閉器が正常に動作し、かつ警報、表示等が正常に出ること。	☐ 対象外	☐ 否	☐ 無	■無	■無				
17	負荷遮断試 験	確認方法	発電設備出力の1／4負荷運転状態から負荷遮断し、異常のないことを確認した後、順次2／4、3／4、4／4負荷運転まで段階的に試験を行う。 発電電圧について、過渡変化を記録できる測定機器（発電所の構外に施設する監視制御装置等を含む。）により確認する。 なお、必要な負荷運転での現地試験の実施が困難であった場合は、工場試験の結果から判断して支障ないと認められるものについては記録により確認できるものとする。	■済	■合	■有	■有	☐ 有		天候により、4／4負荷での現地試験が困難であったため、工場試験結果により確認した。	同上	同上
		判定基準	負荷遮断後、発電電圧等負荷遮断時に過渡変化するパラメーターの変動が制限値内にあり、かつ、プラントは安全に規定の状態へ移行すること。	☐ 対象外	☐ 否	☐ 無	☐ 無	■無				

番号	確認項目		を含む) の場合 記載してください。	確認内容 (使用前自己確認方法の基本案)	確認状況	判定 結果	現地試験結 果による確 認の有無(1)	記録による確認		規格に沿って確認を 行った場合の規格番号 (JIS以外の規格の場合 には、その適合性を証 明する書類を添付する こと)	備考	確認者(2)	確認年月日
								工場試験結果 による確認の 有無	その他記録 (図面、書類 等) による確 認の有無				
18	遠隔監視制 御試験	確認方法	発電制御所において、電技解釈第47条の2で規定された被制御発電所の主機の自動始動停止操作、あるいは必要な遮断器等の開閉操作及び運転に必要な制御開閉器類の制御操作を遠隔で行い、当該機器が動作すること及び発電制御所に状態変化が表示されることを確認する。	☐ 済	☐ 合	☐ 有	☐ 有	☐ 有		常時監視の設備のため対象外。			
		判定基準	被制御発電所の関係機器が正常に動作すること、及び被制御発電所の状態変化が正しく発電制御所又は技術員駐在所に表示されること。	☒ 対象外	☐ 否	☐ 無	☐ 無	☐ 無					
19	負荷試験 (出力試 験)	確認方法	発電設備を可能な限り定格出力、定格電圧及び定格力率に保持して機器各部の温度上昇が飽和状態になるまで連続運転し、逆変換装置、変圧器等の異常な温度上昇、異常振動、異音等の有無及び高調波(電圧歪率)を測定機器(発電所の構外に施設する監視制御装置等を含む。)、警報の有無及び所内巡視等の方法により確認する。 連続運転中に巡視点検できない箇所については、連続運転終了後に実施する。 ただし、電技解釈第20条に基づき温度上昇試験を実施したことを確認できたもの及びJEC-2470(2017)(JEC-2470(2018)にて追補)に基づく温度上昇試験を実施したことを確認できた逆変換装置については、現地での負荷試験は省略できるものとする。	☒ 済	☒ 合	☒ 有	☒ 有	☐ 有	JEC-2470 (2017) (JEC-2470 (2018)にて追 補)	変圧器については電技解釈第20条、逆変換装置についてはJEC-2470(2017)に基づく温度上昇試験が実施され、問題がないことを工場試験結果により確認した。	同上	同上	
		判定基準	発電設備の各装置の定格は図面等どおりであり、かつ、異常が認められないこと。	☐ 対象外	☐ 否	☐ 無	☐ 無	☒ 無					
20	関係法令の 規定の遵守 の確認	確認方法	発電所、発電設備の工事が次に掲げる許可(以下「関係許可」という。)を要する行為を伴う場合において、当該行為が当該許可を受けたところに従って行われたことを書類等により確認する。 ① 砂防法(明治30年法律第29号)第4条(同法第三条において準用する場合を含む。)の規定による許可 ② 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の許可 ③ 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第18条第1項又は同法第42条第1項の許可 ④ 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項又は第30条第1項の許可 ⑤ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項の許可	☒ 済	☒ 合	☒ 有	☐ 有	☒ 有		関係許可を要する行為が当該関係許可を受けたところに従って行われていること確認した。	同上	同上	
		判定基準	関係許可を要する行為が当該関係許可を受けたところに従って行われていること。	☐ 対象外	☐ 否	☐ 無	☒ 無	☐ 無					

(1) この欄は、現地試験が困難で工場作動試験結果等の記録による確認で代替する場合には「無」とすること。
(2) この欄には、使用前自己確認を実施した者及び主任技術者(小規模事業用電気工作物である場合は不要。)の氏名、確認に係る業務を委託して行った場合(小規模事業用電気工作物である場合に限り)は、その委託先の氏名又は名称、住所及び電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先を記載すること。